

議案第 3 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 19 年川崎市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「いう。）の」の次に「主幹教諭、」を加える。

(川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年川崎市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市立高等学校に学校教育法の規定に基づく主幹教諭を置くことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。